

令和2年12月14日

江戸東京たてもの園
デ・ラランデ邸内カフェ出店者
募集要項

公益財団法人 東京都歴史文化財団

東京都江戸東京博物館

1 江戸東京たてもの園の概要

東京の歴史を振り返ると、江戸の昔から火事・水害・震災・戦災などにより、多くの貴重な歴史的建造物が失われてきました。

東京都は、平成5年（1993年）に江戸東京博物館の分館として敷地面積約7haの江戸東京たてもの園を建設しました。

当園では、現地保存が不可能な文化的価値の高い歴史的建造物を移築し、復元・保存・展示するとともに貴重な文化遺産として次代に継承することを目的に設置されました。復元建造物の内部では、生活に使用された道具などの展示をおこなうとともに、街並みを再現し、東京の歴史や生活文化の理解を深めることに務めています。

2 江戸東京たてもの園のお客様

当園のお客様は、約70%が大学生～60代前半の成人、約15%が高校生～学齢未満の児童、約15%が65歳以上です。男女比については統計の数字はありませんが、大きな偏りは見られません。

年度別開園日数等

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 開園日数 | 311日 | 313日 | 310日 |
| 来園者数 | 252,476人 | 256,202人 | 229,663人 |

※平成31年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を防止のため、2月29日（土）より休園。

3 募集目的

復元建造物であるデ・ラランデ邸は平成25年4月から一般公開しています。この建物では、お客様に喫茶・軽食を提供することによりアメニティ施設（訪れる楽しみ・快適さ・利便性の向上）としての役割も与えられ、当園の重要な施設として位置づけられています。

以上の役割をはたすため、カフェを運営していただける事業者を企画提案方式により募集します。

4 基本となるコンセプト

(1) 基本的な考え方

江戸東京たてもの園では、復元建造物を見学していただく以外に、実際にその中で飲食していただくことも重要な要素と考えています。当時の空間の中で飲食していただくことで、訪れたお客様に復元建造物をより身近に感じていただけ、ホスピタリティのある癒しの空間を目指していただきたいと思います。

(2) 店舗運営の方向性

① 明確なコンセプト・独自性

江戸東京たてもの園内であること、ドイツ人建築家により3階建てに大規模に増築されたという歴史ある洋館建築空間にふさわしいおしゃれな雰囲気の独自性あるコンセプトを打ち出してください。

園内はかなり広いので、歩き疲れた方に一服できるくつろぎの時間が提供できるような提案を期待します。

*デ・ラランデ邸については、別紙1「デ・ラランデ邸解説シート」を参照してください。

② たてもの園事業との連携・協力

江戸東京たてもの園が実施するイベントと連動した営業時間や商品、サービスの提供や協力等の連携にも協力してください。

③ ニーズの反映、新しいニーズの創出

たてもの園へのお客様に配慮し、利用者ニーズに対応したメニュー(テイクアウトメニューも含む)を提供してください。また、商品・サービスの工夫により新しいニーズを創出し収益を確保してください。

④ ホスピタリティの維持向上

店舗に対する要望や意見を把握し、利用者に対してきめ細かく柔軟な対応に務め、常に質の高いサービス・ホスピタリティを提供してください。また、外国人来館者向けの英語表示や、車椅子のお客様が利用しやすい店内のレイアウトなど、お客様の多様なニーズに対応してください。

⑤ 施設の方向性

カフェ利用者のほかに見学者も建造物内にいらっしゃるの、見学者にも丁寧にご対応ください。

室内見学等を目的にした来園者も、食堂・居間・テラス等に入室されることを前提に営業してください。

5 営業形態

公益財団法人東京都歴史文化財団東京都江戸東京博物館（以下「江戸東京博物館」）と営業を希望する事業者（以下「受託者」）との間で、業務委託契約を締結します。

6 契約期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、営業期間は令和3年4月下旬（予定）～令和6年3月31日まで。なお、営業開始日については、営業準備の状況により変更する場合があります。

7 基本的な営業条件

(1) 営業日は江戸東京たてもの園の開園日としてください（4月下旬の開始日については営業準備の状況により、協議の上決定します）。

営業時間は、以下の開園時間・現在の営業時間を参考に提案してください。なお、例年のイベント日程と開園時間（別紙2）も参照してください。

開園時間／現在の営業時間

4月～9月…午前9時30分～午後5時30分／午前10時30分～午後5時30分
10月～3月…午前9時30分～午後4時30分／午前10時30分～午後4時30分

(2) 契約成立後に営業時間の変更を希望する場合は、事前に計画書を提出して江戸東京たてもの園の承認を取ってください。

(3) クレジットカード、デビットカード、QRコード及び電子マネーの使用が可能であることを前提としてご提案ください。

8 契約条件

(1) 営業場所

所在地：東京都小金井市桜町3-7-1 江戸東京たてもの園内

デ・ラランデ邸 食堂・居間1・テラス・外部テラス・食堂付室・
配膳室・厨房（事務室含む）・勝手口（更衣室）・
従業員控室・玄関・玄関ポーチ・繋ぎ廊下

面積：193.72 m²（客席面積135.9 m² 厨房等面積57.82 m²）

*平面図は別紙3参照

(2) 販売品目及び売上金の取扱

① 料金やメニューについては、江戸東京たてもの園の承認を得てください。

② 日々の売上金は、受託者が責任をもって管理してください。

- ③ 日々の売上額および月ごとの総売上額・客数を所定の様式にて報告してください。
- (3) 管理手数料等／月額（店舗・厨房区画の料金です。）
毎月の売上額の4%の金額（消費税込、1円未満の端数は切捨て）。ただし、その額が25,000円（消費税別）に満たないときは、25,000円とします。
* 上記手数料は最低限の比率です。これ以上の管理手数料のご提案も受け付けません。なお、提案に際しては、金額（利率）と収支等の考え方を示してください。
- (4) 納付時期及び方法
前月の営業にかかる管理手数料を、毎月末日までに振込手数料を負担の上、江戸東京たてもの園が指定する口座に振り込んでください。
- (5) 営業保証金
江戸東京たてもの園が指定する期間内に50万円を営業保証金として預託してください（営業保証金は契約期間終了時に返却しますが、無利息とします）。
- (6) 施設・設備等の負担区分
厨房設備については、別紙4「店舗・厨房等機器一覧」をご参照ください。これ以外に、受託者側で用意できるものがあればご提案ください。ただし、その改修、更新、食器等は、江戸東京たてもの園の承認に基づき、すべて受託者の負担で行ってください。また、受託者は委託者が設置した厨房設備・什器備品等が無償で使用することができます。ただし、委託者が設置した厨房設備等を更新する場合は、受託者の負担において行ってください。
別紙4「店舗・厨房等機器一覧」の厨房機器・お客様用椅子・テーブルは無償で使用できます。
- (7) 光熱水費等の負担区分
室内・厨房等で使用する光熱水費・清掃費（グリストラップ・グリスフィルター・ごみ置き場の清掃を含む）・汚泥処理費・廃棄物処理費・殺虫殺鼠剤・小修繕費・電話料・インターネット使用料・電話設置費・インターネット設置費・看板製作設置費等については受託者の負担にします。光熱水費等については、江戸東京たてもの園が指定する方法により期限までに納付してください。なお、看板等のデザインについては事前にたてもの園と協議してください。
- (8) 準備期間
令和3年4月1日（木）～営業開始日の前日（4月下旬予定）までを営業準備期間とします。ただし、営業準備の状況によって変更する場合があります。なお、準備期間中の管理手数料は不要ですが、準備期間中に契約を解除する場合は、違約金が発生しますのでご注意ください。

(9) 応募資格その他

- ① 過去3年間に営業に関し所管行政庁から食品衛生法又は食品製造等取締条例の規定に基づき、営業許可の取消し等の行政処分を受けた方は応募できません。
- ② 受託者は、自らの名義と責任を持って委託業務遂行上の一切の取引をおこなってください。
- ③ 江戸東京たてもの園は、受託者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については一切責任を負いません。
- ④ 受託者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡・転貸・その他担保の用に供することはできません。
- ⑤ 次の各号に該当するときは、契約を取消し、または変更することがあります。
ア天変地異により営業場所が使用不能になったとき
イ受託者が契約条件に違反したとき
ウ受託者が応募者の資格を失ったとき
エ東京都が公益財団法人東京都歴史文化財団の指定管理者の指定を取消す等の場合
- ⑥ 契約が終了した場合は、受託者は2週間以内に受託者の負担で本物件を原状回復し、江戸東京たてもの園に引き渡すこと。
- ⑦ 使用できる調理器は、電気をエネルギーとするものとします。厨房・食堂等の復元建造物内で火を使つての調理はできません。
- ⑧ 暴力団またはその他反社会的集団の構成員は応募できません。

9 スケジュール等

(1) 募集期間

令和2年12月14日(月)から令和3年2月3日(水)

(2) 現地説明会

希望者を対象とし、令和3年1月12日(火)に現地説明会を開催します。

説明会に参加を希望する場合は、所定の参加届(ホームページからダウンロードまたはたてもの園に直接ご請求ください)を令和3年1月8日(金)17時までにファクシミリにてお送りください。

参加届を提出された方には集合時刻等を通知します。

(3) 質問受付期間

令和3年1月13日(水)～15日(金)までにファクシミリまたはeメールで受け付けます。受付時間は最終日の正午までとします。電話での問合せは受け付けません。

(4) 質問項目

質問は、項目を立ててそれぞれに簡潔明瞭な記述をお願いします。

(3) 回答

質問項目を集約したものを質問者全員に令和2年1月20日（水）17時までにファクシミリで送付します。

10 企画提案時提出書類

応募者は、令和3年2月3日（水）までに所定の応募届（ホームページからダウンロードまたはたてもの園に直接ご請求ください）及び次の書類を江戸東京たてもの園に提出してください（必着・郵送のみ受付）。

- (1) 会社登記簿本。または、個人営業の場合はこれに代わるもの
- (2) 納税証明書（法人住民税・事業税及び法人税等につき直近3事業年度分）
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（直近3事業年度分）
- (4) 会社等の概要及び特徴
- (5) 事業経歴書
- (6) 企画書（型式自由。ただし、下記項目は記載のこと）
 - ① 経営理念と実績
 - ② 全体のコンセプトとセールスポイント
 - ・店舗運営と事業展開の基本方針、考え方及びセールスポイント
 - ・他の施設の類似業態店舗との差異
 - ③ 店舗運営の考え方
 - ・店舗の名称（候補）
 - ・店舗のイメージ。スケッチなど。又はこれに代わるもの
 - ・利用の対象者（ターゲット）
 - ・メニュー（仕様食材など具体的に説明のこと）、価格表等
 - ・営業時間
 - ・料理責任者の経歴書
 - ④ たてもの園事業との連携・協力
 - ⑤ 基本収支計画（売上、集客計画及び経費内訳等）及び管理手数料
 - ⑥ その他自由提案

11 委託予定者の選考

(1) 書類審査の実施

提出された書類に基づいて書類審査を実施します。応募者全員に対して書類審査の

可否を通知します。なお、応募者から提出された書類については、審査の結果にかかわらず返却いたしません。

(2) プレゼンテーション

① プレゼンテーションの実施

書類審査合格者に対しては、上記 11(1)の審査結果とともにプレゼンテーションの日時を通知します。実施日は、令和 3 年 2 月 8 日（月）を予定しています。

② 委託予定者の決定及び審査結果の通知

委託予定者の決定は、令和 3 年 2 月中旬を予定しています。

審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に文書で通知します。なお、審査の内容についての問合せには一切応じません。

12 スケジュール（予定）

| | |
|---------------------------------------|---------------------|
| 令和 2 年 12 月 14 日（月）～令和 3 年 2 月 3 日（水） | 募集要項を園HPに掲載 |
| 令和 3 年 1 月 8 日（金）17 時 | 現地説明会参加届提出期限 |
| 令和 3 年 1 月 12 日（火） | 現地説明会 |
| 令和 3 年 1 月 15 日（金）正午 | 質問受付締切 |
| 令和 3 年 1 月 20 日（水）17 時 | 質問回答送付 |
| 令和 3 年 2 月 3 日（水） | 応募書類提出期限（必着・郵送のみ受付） |
| 令和 3 年 2 月 8 日（月） | プレゼンテーション |
| 令和 3 年 2 月中旬 | 委託者決定・通知 |
| 令和 3 年 2 月下旬 | 契約締結 |
| 令和 3 年 4 月 1 日～4 月下旬 | 営業準備期間 |
| 令和 3 年 4 月下旬 | 営業開始（予定） |

*スケジュールは、予告なく変更することがありますのでご注意ください。

問合せ・書類提出先

江戸東京たてもの園（担当）高橋英久・前田桐里

〒184-0005 東京都小金井市桜町 3-7-1

電話 042-388-1811

FAX 042-388-1711

E メール tatemono.kanri@edo-tokyo-museum.or.jp